

試料抽出式煙探知装置の制御盤の配置に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

試料抽出式煙探知装置の制御盤の配置に関する事項

改正理由

IMO 第 87 回海上安全委員会 (MSC87) において採択された決議 MSC.292(87)により改正された火災安全設備コード (FSS コード) 10 章において、試料抽出式煙探知装置の制御盤は、船橋又は火災制御場所に設置する必要があるが、制御盤を火災制御場所に設置する場合には、表示盤を船橋に設置しなければならない旨規定されている。

当該制御盤の設置場所の要件に関し、固定式炭酸ガス消火装置の消火剤を格納し、炭酸ガスを制御する装置を備える区画 (CO₂ ルーム) が火災制御場所に該当するか否か FSS コードでは明確でないことから、本件について IACS で検討を行った結果、当該区画に炭酸ガスを制御する装置を備える場合にあつては、当該区画を火災制御場所と見なす旨の IACS 統一解釈 SC260 を 2013 年 3 月に採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC260 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

試料抽出式煙探知装置の制御盤の配置に関し、固定式炭酸ガス消火装置の消火剤が格納される区画に炭酸ガスを制御する機器が備えられている場合には、当該区画を火災制御場所とみなして差し支えない旨規定した。